

令和5年2月7日

報道関係者 各位

## 令和5年度岐阜支部 健康保険料率 過去最も低い料率で決定 ～インセンティブ制度で総合1位が大きく寄与～

令和5年度の協会けんぽ岐阜支部の健康保険料率は、9.80%(令和4年度より0.02%引き下げ)と決定しました。平均保険料率が10%となった平成24年度以降、最も低い保険料率になりました。なお、令和5年度介護保険料率(全国一律)は、1.82%(0.18%引き上げ)となります。

### インセンティブ制度による報奨金獲得が大きく寄与

各都道府県の健康保険料率は、年齢構成や所得水準による調整を行った後、都道府県ごとにかかった医療費水準に基づいて算出されます。このため、健診・保健指導による疾病予防やジェネリック医薬品の使用、医療機関への適切な受診などにより医療費を下げる事ができれば、健康保険料率も下がる仕組みとなっています。

さらに、平成30年度より導入されたインセンティブ制度で、5つの評価指標に基づき、47支部ごとの実績を評価し、上位となった支部に対してインセンティブ(報奨金)が付与され、保険料率の引き下げが行われます。(インセンティブは翌々年度の保険料率に反映)

岐阜支部のインセンティブ制度に係る令和3年度実績が、加入者・事業主の皆様のご取り組みにより、全国1位(図1参照)となり、令和5年度の保険料率引き下げに大きく寄与しました。

令和5年度岐阜支部保険料率は、医療費水準に基づいて算出したところ本来9.90%となる見込みでしたが、インセンティブ獲得により0.095%引き下げられ、9.80%となりました。(図2参照)

今後、インセンティブ制度は、健診や保健指導などの予防・健康づくりの取り組みに対する評価のウェイトを高める、インセンティブが付与される対象を上位23支部から上位15支部にするなどの見直しが行われます。

岐阜支部では、インセンティブ制度の周知広報に取り組むとともに、加入者・事業主の皆様が予防・健康づくりに一層取り組めるよう環境整備に努めてまいります。

【照会先】全国健康保険協会岐阜支部 企画総務グループ こがうち  
〒500-8667 岐阜市橋本町2-8 濃飛ニッセイビル14階  
TEL:058-255-5155 (自動音声案内で⑤をお選びください)

### 【参考】

協会けんぽは、健康保険法に基づいて設立され、国民の約3人に1人、約4,000万人の加入者と、約250万の事業所からなる日本最大の公的医療保険の保険者であり、主に中小企業で働く方とその家族の皆さまが加入しています。

47都道府県支部で構成されており、その中で岐阜支部には岐阜県内約3万8,000事業所、約75万人の方が加入しています。(令和4年10月時点)

<図 1:インセンティブ制度の評価指標と岐阜支部の実績>

評価指標	令和3年度 結果	令和2年度 結果
①特定健診等の実施率	2位	17位
②特定保健指導の実施率	13位	19位
③特定保健指導対象者の減少率	2位	11位
④受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率	3位	32位
⑤後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用割合	17位	30位
総合	<b>1位</b>	19位

<図 2:令和5年度保険料率のイメージ>

